

社団法人富山県法人会連合会女性部会連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は社団法人富山県法人会連合会女性部会連絡協議会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は社団法人富山県法人会連合会（以下「県法連」という）事務局に置く。

(目 的)

第3条 本会は県下の各法人会女性部会（以下「各女性部会」という）が相互に緊密な連携を深め健全な発展に資するとともに、法人会の充実と活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各女性部会の運営に関する情報・意見交換をおよび連絡調整。
- (2) 各女性部会の相互啓発及び親睦を深めるための事業。
- (3) 税務及び経営などに必要な研修会・講演会などの開催。
- (4) 地域社会貢献活動への積極的参加と本会目的達成のための必要な事業。

(会 員)

第5条 本会は県法連の役員会に直属するものとし、各女性部会をもって会員とする。

第2章 協議会委員及び役員等

(協議会委員)

第6条 本会は各女性部会の代表者を含む協議会委員により構成し、委員数を次のとおり付与する。

富山	10名	魚津	5名	
高岡	10名	砺波	5名	計30名

2. 協議会委員の年齢は75歳未満とし、各女性部会の推薦により選任する。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1 理事 20名以内
理事の内から次の役員を置く。
会長 1名 副会長 4名以内
- 2 監事 2名以内

(役員を選任)

第8条 役員は協議会委員の互選により選任する。

(役員職務)

第9条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事会は会務を協議運営する。

4 監事は本会の事業及び会計の監査を行う。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問、相談役)

第11条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問は富山県連会長（又は女性部会担当副会長）とし、相談役は富山県連専務理事、事務局長、並びに前任会長及び推薦により会長が委嘱したものとする。

3 顧問及び相談役は役員会に出席し、意見を述べるすることができる。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は総会と役員会とする。

2 会議は会長が招集する。全ての会議の議長は会長が当たる。

3 通常総会は毎年1回開催し、臨時総会及び役員会は会長が必要と認めた時に開催する。

4 会議はそれぞれ過半数(委任状を含む)以上の出席を必要とし、出席者の過半数の同意を得て決議する。

(総 会)

第13条 総会は、第6条の協議会委員により構成し、意見交換等を行うとともに、本会の事業に関し必要な事項を決議する。

(役員会)

第14条 役員会は、役員により構成し、本会の重要な事項を審議するとともに、総会の議を経た事業を推進する。

第4章 その他

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会 計)

第16条 本会の会費は各女性部会の会費及び県法連の補助金その他収入をもってこれにあてる。

2. 会費の額は総会の決議によって定める。

(会則変更)

第17条 会則は総会において出席者（委任状を含む）の過半数の賛成をもって変更することができる。

附 則

1. この会則は平成12年 5月30日から施行する。
2. 理事会及び監事の任期は設立初年度に限り、平成13年3月31日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業年度は第15条の規定にかかわらず、結成総会の日から平成13年3月31日までとする。
4. 6条2の年齢挿入の改正は17年6月27日から施行する。